第4章 県職員の給与と人事委員会勧告

県職員の給与と人事委員会勧告

令和7年10月 島根県人事委員会

県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

क 以下の原則に基づき決定されていま. 県職員の給与は、

職務給の原則

職務と責任に応ずるもの でなければなりません。 職員の給与は、

(地方公務員法第54条第1項)

均衡の原則

職員の給与は、

- ・生計費・国及び他の地方公共団体の職員の給与・民間事業の従業員の給与
- ・その他の事情

を考慮して定められなければなりません。 (地方公務員法第24条第2項)

条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第5項等)

労使交渉を通 公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、 じて給与を決定することはできません。 この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

人事委員会勧告の位置付け

【情勢適応の原則】

- 随時、 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、 適当な措置を講じなければならない。 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。
 - \sim

(地方公務員法第14条)

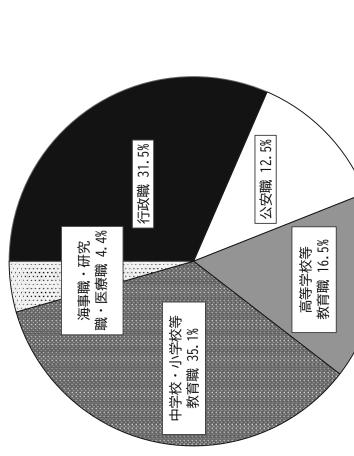
(給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。 (地方公務員法第26条)

給与勧告の対象職員

(再任用職員及び休職者等を除く。)は、11,619人です。このうち、 令和7年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(再任用職員及び休職者等を除く。)は、11,619人です。このうず一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,662人で全体の31.5%を占めています。 また、小・中学校等、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて5,992人(全体の51.6%) 警察官である公安職給料表適用職員が1,449人(全体の12.5%)となっています。

構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。 ()



		(単位:人)
給料表の区分	(多) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,662
公安職給料表	警察官	1,449
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	43
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	227
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	29
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	66
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	92
高等学校等 教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	1, 913
中学校・小学校等 教育職給料表	小・中学校等に勤務する教育職員	4, 079
丰		11,619

※ 上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、 公営企業(病院局、企業局)職員が1,369人在職している。

人事委員会勧告の手順

49 民間の年間支給割合と 4 月分給与 (行政職約3, 500人) を調査した上で、精密に比較し、 との給与を比較 県職員の給与の調査 (約11,700人が対象) 島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で 結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、 職員の特別給(期末手当及び勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。 §務・技術)と職員(行政職)との総 学歴、年齢を同じくする者同士を比較 個人別調查 扣 (ラスパイレス方式) ア類員 锤 手当の改定内容を決定 (事務・技術) 41 情勢適応の原則 個人別調查 (約3,900人を対象) 役職段階、 民間企業従業員 委 給料表、 冊 【対象となる県内240事業所から130事業所を無作為抽出】 (企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上) ※職員給与との比較に用いる調査結果は企業規模100人以上かつ 事業所規模50人以上の事業所におけるもの 民間企業従業員の給与の調査 <前年8月から当年7月まで> 年間支給割合との比較 民間の特別給の ボーナス 事業所別調査 給与改配等 の状況

(勧告の取扱い決定)

(給与条例の改正)

県職分

知事

条例案提出

民間給与との比較方法(1)

このように異なる集団間 それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。 ラスパイレス方式による比較を行っています 年齢、学歴などの人員構成が異なっており、 での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純なこのため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、 それぞれ役職段階、 県職員と民間企業従業員では、

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

A社の人員構成に合わせた場合の B社の賃金

V ++ V	_
<	Ì
`	_

(B社)

年	20	30!	40)	ŲΠ
平均賃金	20万円	30万円	40万円	平均 30.0万円
人数	707	707	Y07	丫09
年齢	20歳	30歳	40歳	合計

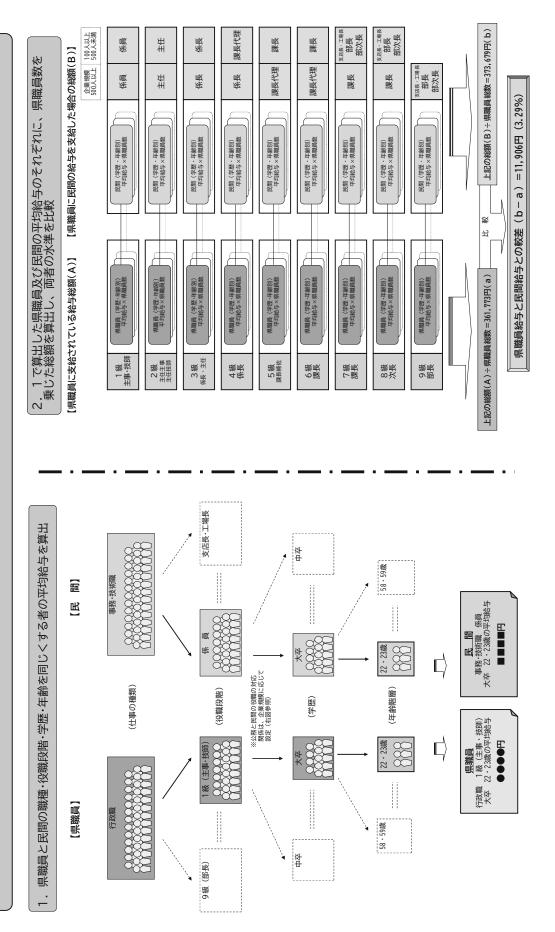
平均賃金	21万田	31万円	41万円	平均 27.7万円
人数	30人	20人	10人	丫09
中	20歳	30歳	40歳	4

A社もB社も 同じ人員構成 として比較

平均賃金	21万円	31万円	41万円	平均 31.0万円
人数	707	丫07	个07	丫09
年齢	第02	30%	华07	旱中

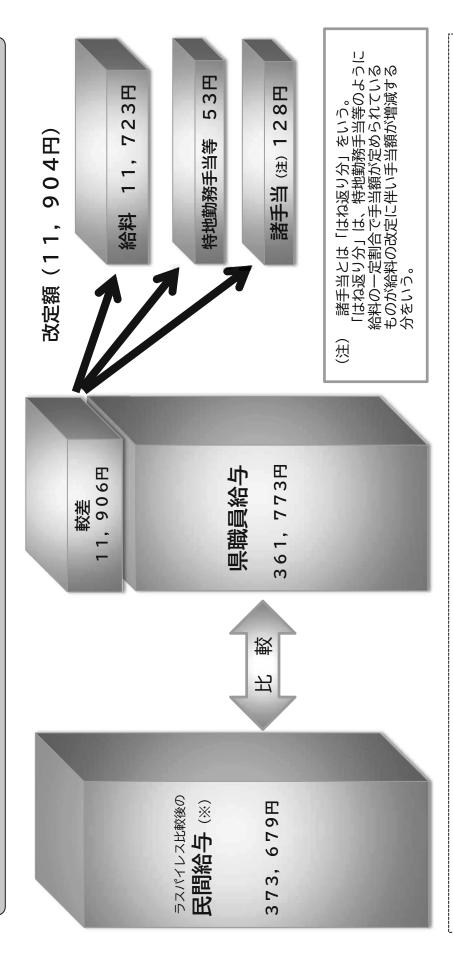
民間給与との比較方法(2

例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、 に要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。 担が



民間給与との較差に基づく給与改定

県職員給与を県内民間給与水準と均衡させるため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較(前頁参照)により算出した民間給与額 県職員の人員構成(職種、役職段階、学歴、年齢)と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの~ ~県職員の人員構成(職種、役職段階、 *

本年の給与勧告のポイント

月例給、期末手当及び勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

(1:令和7年4月1日から実施、2:令和7年12月1日から実施)

月例給

- 県内民間給与との較差(3.29%)を埋めるため、給料表を引上げ
- 人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、

若年層に重点を置きつつ、その他の職員においても昨年を上回る引上げ改定

期末手当及び勤勉手当

- 民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月に改定(現行4.40月)
- ・期末手当及び勤勉手当の配分は、国の支給割合との均衡を考慮

(勧告前との差 236,125円) 6, 188, 584円 勧告後の平均年間給与(行政職) **※**

(行政職)のモデル給与例 県職員

田舎マケビルの比	<u> </u>	以以	温温	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	定後	7. 目公上站一并
東郊 多校 阿	黑玉	月額(円)	年間給与 (千円)	月額(円)	年間給与(千円)	年同桁子領の左 (千円)
# # +	18 歳 (高校卒業程度初任給)	188, 840	3, 097	201, 621	3, 327	230
· ★ - ★ - ★	22歳 (大学卒業程度初任給)	220, 983	3,624	233, 531	3, 853	229
主任主事・主任技師	25歳	240,068	3, 937	251, 951	4,157	220
\ \	30歳	276, 530	4, 596	288, 088	4,818	222
H H	35歳	300, 236	4, 990	311, 341	5, 207	217
四岁	40歳	345, 638	5, 821	357, 141	6, 054	233
XX	45歳	370, 649	6, 242	382, 105	6, 477	235
課長補佐	50歳	393, 551	6,627	405, 357	6,871	244
講長	55歳	478, 433	7,826	490, 681	8, 083	257
部長	58歳	649, 711	11, 110	665, 811	11, 484	374

→ 0 € (洪

給与月額は、給料及び管理職手当を基礎に算出 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末手当及び勤勉手当を合算したもの 各職務段階・年齢において最も職員数の多い号給をモデル対象とした

最近の給与勧告の状況(行政職)

	月例給	期末手当及び勤勉手当	手当(ボーナス)
	公民較差 (率)	年間支給月数	対前年比増減
平成27年	0.27%	3.90月	0.10月
平成28年	0.10%	3.95月	0.05月
平成29年	0.13%	4.05月	0.10月
平成30年	0.15%	4.10月	0.05月
令和元年	0.11%	4.15月	0.05月
令和2年	勧告なし	4.10月	△0.05月
令和3年	勧告なし	4.00月	△0.10月
令和4年	0.35%	4.15月	0.15月
令和5年	1.03%	4.30月	0.15月
令和6年	2.65%	4.40月	0.10月
令和7年	3.29%	4.50月	0.10月

平成27年の月例給については、水準改定以外に、給与制度の総合的見直しによる 給料表の水準の引下げ(平均△2%)あり。 (世